

会費・賦課金等徴収規定

規約第 10 条による会費・賦課金の金額及び徴収方法は次のとおりとする。

1. 会 費

会費の種別	会 員 の 種 類		金 額 (円)	
正 会 費	正 会 員	商社 (青果、食品、種苗を含む) 木材、薬品、輸出梱包材関係	月額	2,000
		工場、倉庫、運輸、消毒関係、 船主会、その他団体	〃	3,000
特別会費	特 別 会 員		1 口	3,200

2. 賦 課 金

項 目		単 位	金額 (円)	摘 要		
書類 手続	検 査 申 請 費	申 請 1 件	1,200 円	検査立会するものは除く		
	移 管 申 請 費	申 請 1 件	1,200 円	横浜・川崎港より京浜港以外へ移管されるものに適用。		
検 査 立 会 費	本 船 扱 穀 類 等		申請書記載 の 1 トン 0.8 円 (10,000 トン 以上の場合) 2.0 円 (10,000 トン 未満の場合)	1. BUOY への通船料は実費とする。 2. 協会職員が立会せず代理人が立会った場合は 1 隻当り 16,000 円を支払う。 3. 最低額申請書 1 件 1,000 円または 1 隻 4,000 円とする。		
	青 果 物	バ ナ ナ	1 カートン	0.50	くん蒸立会費込み 最低額 1 件 1,000 円とする。	
		パ イ ン	1 カートン	0.40		
		か ん き つ 類	カフォルニア産	1 カートン		1.50
			フロリダ産	1 カートン		1.50
			そ の 他	1 カートン		1.50
	キ ウ イ	1 ト レ イ	0.50	最低額 1 件 1,000 円とする。		
	そ の 他 青 果 物	申 請 1 件	3,700			
コンテナ貨物		申請書記載 の		1. 混載の場合は検査申請 1 件 1,500 円とする。 2. 検査申請 1 件 30 コンテナを上限とする。		
	20F	1 コンテナ	1,500			
	40F	1 コンテナ	2,000			

検査立会費	一般材	陸上 1立方メートル	10,000	くん蒸立会費及び交通費込み 最低1件4,500円とする。
	雑品他	申請1件	3,700	
	切花 他貨物と混載の 本船積来の場合	申請1件	3,700	
	コンテナ貨物の 場合	申請1件	4,800	輸入者若しくは管理者より依頼のあった 場合に限る。
	種苗類 コンテナ	申請書記の 1コンテナ	4,500	最低額1件4,500円とする。
	本船	申請1件	4,500	最低額1件4,500円とする。
消毒立会費	くん蒸	申請1件又は 立会1回	4,000	検査立会した船積みのバナナ・パイナップル、 かんきつ類及び一般材を除く。
	選別, 廃棄等	立会1回	4,000	他に交通費実費を徴収する。
証明等	消毒証明書	証明書1通	2,000	特別会費は徴収せず。
	病虫害通知書	通知書1通	1,000	
	無くん蒸証明書	証明書1通	1,000	

3. 会費、賦課金の徴収の手続

正会費	4月/9月, 10月/3月を夫々請求するものとし、請求あり次第現金をもって支払うものとする。
特別会費	入会時現金をもって支払うものとする。
賦課金	月末締切にて請求するものとし、請求あり次第現金をもって支払うものとする。
補則	正会員が正会費、賦課金を請求後2ヶ月を経て、なお支払わないときには、正会員としての取り扱いを停止し、特別会員と見なすことがある。

付 則

昭和58年5月24日

平成20年5月29日一部改訂